

京大複原総第7号

平成30年 4月 2日

原子力規制庁長官官房
緊急事案対策室長 殿

京都大学複合原子力科学研究

(原子力防災管理

川端 祐

京都大学原子炉実験所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成28年8月3日付け28京大施環化第119-2号にて届け出ました「原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成30年4月1日付けで原子力事業所の名称を変更したことに伴い、本計画を別添資料のとおり変更いたします。

つきましては、次回修正までの期間、添付資料の読み替え表により運用することといたします旨、ご連絡申し上げます。

添付資料：

- ・ 京都大学原子炉実験所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前	読み替え後	変更理由
<p>(表紙) 原子力事業者防災業務計画</p> <p>平成 28 年 8 月</p> <p>京都大学<u>原子炉実験所</u></p> <p>目 次</p> <p>第 7 節 防災訓練 1 4 1. <u>実験所</u>における訓練 1 4</p> <p>第 4 章 原子力災害事後対策の実施 2 5 第 1 節 <u>実験所</u>内の対策 2 5</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、京都大学<u>原子炉実験所</u>（以下「<u>実験所</u>」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 定義</p> <p>2. 原子力緊急事態 原子炉の運転又は核燃料物質の使用により放射性物質又は放射線が異常な水準で<u>実験所</u>の敷地外へ放出された事態をいう。 ただし、<u>実験所</u>の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。</p> <p>7. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所で<u>実験所</u>をいう。</p> <p>10. 緊急時態勢 原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって<u>実験所</u>の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。</p>	<p>(表紙) 原子力事業者防災業務計画</p> <p>平成 28 年 8 月</p> <p>京都大学<u>複合原子力科学研究所</u></p> <p>目 次</p> <p>第 7 節 防災訓練 1 4 1. <u>研究所</u>における訓練 1 4</p> <p>第 4 章 原子力災害事後対策の実施 2 5 第 1 節 <u>研究所</u>内の対策 2 5</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、京都大学<u>複合原子力科学研究所</u>（以下「<u>研究所</u>」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 定義</p> <p>2. 原子力緊急事態 原子炉の運転又は核燃料物質の使用により放射性物質又は放射線が異常な水準で<u>研究所</u>の敷地外へ放出された事態をいう。 ただし、<u>研究所</u>の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。</p> <p>7. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所で<u>研究所</u>をいう。</p> <p>10. 緊急時態勢 原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって<u>研究所</u>の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。</p>	<p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p>

読み替え前	読み替え後	変更理由
<p>災要員により構成され、緊急作業団は原子力防災要員により構成される。</p> <p>(3) 緊急時態勢の解除 本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。</p> <p>① 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後同法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>なお本部長は、実験所の緊急時態勢を解除したとき、原子力事業者に報告するとともに、緊急対策本部を廃止し、緊急作業団を解散する。</p> <p>3. 緊急時態勢における権限の行使 (1) 緊急時態勢が発令された場合は、実験所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急対策本部のもとで行う。</p> <p>第 6 節 防災教育</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に計画を立案し、防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。</p> <p>1. 防災活動及び組織に関する事項 2. 実験所の施設に関する事項 3. 放射線防護に関する事項 4. 核燃料物質に関する事項 5. 臨界安全管理に関する事項 6. 研究用原子炉及び臨界装置の特性に関する事項 7. 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する事項</p> <p>第 7 節 防災訓練</p> <p>1. 実験所における訓練 (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、毎年度当初に計画を立案し、次に掲げる防災訓練を実施する。</p> <p>① 通報訓練 ② 情報連絡訓練 ③ 緊急時除染・搬送訓練 ④ モニタリング訓練 ⑤ 避難誘導訓練 ⑥ 総合訓練</p>	<p>災要員により構成され、緊急作業団は原子力防災要員により構成される。</p> <p>(3) 緊急時態勢の解除 本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。</p> <p>① 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後同法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>なお本部長は、研究所の緊急時態勢を解除したとき、原子力事業者に報告するとともに、緊急対策本部を廃止し、緊急作業団を解散する。</p> <p>3. 緊急時態勢における権限の行使 (1) 緊急時態勢が発令された場合は、研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急対策本部のもとで行う。</p> <p>第 6 節 防災教育</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に計画を立案し、防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。</p> <p>1. 防災活動及び組織に関する事項 2. 研究所の施設に関する事項 3. 放射線防護に関する事項 4. 核燃料物質に関する事項 5. 臨界安全管理に関する事項 6. 研究用原子炉及び臨界装置の特性に関する事項 7. 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する事項</p> <p>第 7 節 防災訓練</p> <p>1. 研究所における訓練 (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、毎年度当初に計画を立案し、次に掲げる防災訓練を実施する。</p> <p>① 通報訓練 ② 情報連絡訓練 ③ 緊急時除染・搬送訓練 ④ モニタリング訓練 ⑤ 避難誘導訓練 ⑥ 総合訓練</p>	<p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p>

読み替え前	読み替え後	変更理由
<p>第 8 節 関係機関との連携</p> <p>原子力事業者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。</p> <p>(3) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく 実験所 の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(4) 大阪府知事、熊取町長から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく 実験所 の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>第 9 節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時より、実験所 の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策の実施</p> <p>第 1 節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(5) 原子力防災管理者は、事業所外運搬にかかる事象の発生の場合にあつては、実験所 に緊急対策本部を設置するとともに、事象の状況に応じて、必要な原子力防災要員及び資機材を派遣・輸送し、事象発生地にて原子力防災組織の業務の一部を行う。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集する。</p> <p>① 事故の発生時刻及び場所</p> <p>② 事故原因及び状況</p> <p>③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況</p> <p>④ 実験所 敷地周辺等における放射線量又は放射性物質の濃度</p> <p>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</p> <p>⑥ 気象状況</p> <p>⑦ 収束の見通し</p> <p>⑧ その他必要と認める事項</p> <p>第 2 節 応急措置の実施</p>	<p>第 8 節 関係機関との連携</p> <p>原子力事業者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。</p> <p>(3) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく 研究所 の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(4) 大阪府知事、熊取町長から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく 研究所 の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>第 9 節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時より、研究所 の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策の実施</p> <p>第 1 節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(5) 原子力防災管理者は、事業所外運搬にかかる事象の発生の場合にあつては、研究所 に緊急対策本部を設置するとともに、事象の状況に応じて、必要な原子力防災要員及び資機材を派遣・輸送し、事象発生地にて原子力防災組織の業務の一部を行う。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集する。</p> <p>① 事故の発生時刻及び場所</p> <p>② 事故原因及び状況</p> <p>③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況</p> <p>④ 研究所 敷地周辺等における放射線量又は放射性物質の濃度</p> <p>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</p> <p>⑥ 気象状況</p> <p>⑦ 収束の見通し</p> <p>⑧ その他必要と認める事項</p> <p>第 2 節 応急措置の実施</p>	<p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p>

読み替え前	読み替え後	変更理由																								
<p>第 2 節 原子力防災要員の派遣等</p> <p>原子力事業者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長、貝塚市長、その他の執行機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表第 8 に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、資機材の貸与にあたって、資機材が不足する場合、本部長は他の原子力事業者に協力を要請する。</p> <p>1. 広報活動に関する事項 (1) 実験所とオフサイトセンターとの情報交換 (2) 報道機関への情報提供 (3) 被災者の相談窓口の設置</p> <p>原子力事業者防災業務計画別紙目次</p> <p>別図第 3-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (実験所内での事象発生時) 別図第 3-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 別図第 4-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 (実験所内での事象発生時) 別図第 4-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 (事業所外運搬での事象発生時) 別図第 5 緊急事態発令時の非常召集連絡経路 別図第 6 気象観測塔と実験所敷地境界付近のモニタリングポスト配置図</p> <p>別表第 5-2 その他の原子力防災資機材</p> <table border="1" data-bbox="181 1329 1299 1581"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力防災資機材の種類</th> <th>配置数</th> <th>配置場所</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信関係</td> <td>実験所内放送設備</td> <td>1 式</td> <td>研究棟 原子炉棟 臨界装置棟</td> <td>外観・員数・動作</td> <td>1 ヶ月毎</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度	通信関係	実験所 内放送設備	1 式	研究棟 原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	1 ヶ月毎	<p>第 2 節 原子力防災要員の派遣等</p> <p>原子力事業者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長、貝塚市長、その他の執行機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表第 8 に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、資機材の貸与にあたって、資機材が不足する場合、本部長は他の原子力事業者に協力を要請する。</p> <p>1. 広報活動に関する事項 (1) 研究所とオフサイトセンターとの情報交換 (2) 報道機関への情報提供 (3) 被災者の相談窓口の設置</p> <p>原子力事業者防災業務計画別紙目次</p> <p>別図第 3-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (研究所内での事象発生時) 別図第 3-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 別図第 4-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 (研究所内での事象発生時) 別図第 4-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 (事業所外運搬での事象発生時) 別図第 5 緊急事態発令時の非常召集連絡経路 別図第 6 気象観測塔と研究所敷地境界付近のモニタリングポスト配置図</p> <p>別表第 5-2 その他の原子力防災資機材</p> <table border="1" data-bbox="1356 1329 2475 1581"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力防災資機材の種類</th> <th>配置数</th> <th>配置場所</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信関係</td> <td>研究所内放送設備</td> <td>1 式</td> <td>研究棟 原子炉棟 臨界装置棟</td> <td>外観・員数・動作</td> <td>1 ヶ月毎</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度	通信関係	研究所 内放送設備	1 式	研究棟 原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	1 ヶ月毎	<p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p> <p>事業所名称の変更に伴う変更</p>
原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度																					
通信関係	実験所 内放送設備	1 式	研究棟 原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	1 ヶ月毎																					
原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度																					
通信関係	研究所 内放送設備	1 式	研究棟 原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	1 ヶ月毎																					

読み替え前		読み替え後		変更理由									
別表第 6 原子力災害対策活動で使用する資料		別表第 6 原子力災害対策活動で使用する資料		事業所名称の変更に伴う変更									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td> (1) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>原子炉実験所</u>消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ① 原子力防災組織表 ② 緊急時連絡先一覧表 </td> </tr> <tr> <td>2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料</td> <td> (1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) <u>実験所</u>周辺地図 (13) <u>実験所</u>周辺航空写真 </td> </tr> </tbody> </table>		資料名	1. 組織及び体制に関する資料		(1) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>原子炉実験所</u> 消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ① 原子力防災組織表 ② 緊急時連絡先一覧表	2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料	(1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) <u>実験所</u> 周辺地図 (13) <u>実験所</u> 周辺航空写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td> (2) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>複合原子力科学研究所</u>消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ③ 原子力防災組織表 ④ 緊急時連絡先一覧表 </td> </tr> <tr> <td>2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料</td> <td> (1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) <u>研究所</u>周辺地図 (13) <u>研究所</u>周辺航空写真 </td> </tr> </tbody> </table>		資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(2) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>複合原子力科学研究所</u> 消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ③ 原子力防災組織表 ④ 緊急時連絡先一覧表	2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料
	資料名												
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>原子炉実験所</u> 消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ① 原子力防災組織表 ② 緊急時連絡先一覧表												
2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料	(1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) <u>実験所</u> 周辺地図 (13) <u>実験所</u> 周辺航空写真												
	資料名												
1. 組織及び体制に関する資料	(2) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ <u>複合原子力科学研究所</u> 消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ③ 原子力防災組織表 ④ 緊急時連絡先一覧表												
2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料	(1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) <u>研究所</u> 周辺地図 (13) <u>研究所</u> 周辺航空写真												
別図第 3—1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 <u>実験所</u> 内での事象発生時	別図第 3—1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 <u>研究所</u> 内での事象発生時	事業所名称の変更に伴う変更											
別図第 4—1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 <u>実験所</u> 内での事象発生時	別図第 4—1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の連絡経路 <u>研究所</u> 内での事象発生時	事業所名称の変更に伴う変更											
別図第 6 気象観測塔と <u>実験所</u> 敷地境界付近のモニタリングポスト配置図	別図第 6 気象観測塔と <u>研究所</u> 敷地境界付近のモニタリングポスト配置図	事業所名称の変更に伴う変更											